

第4節 貿易経済協力局	176
貿易経済協力政策	176
1. 2022年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論）	176
2. 貿易振興政策	176
2. 1. 中堅・中小企業の海外展開支援	176
2. 2. 農水産品輸出	176
3. インフラシステム海外展開	177
4. 通商金融政策	177
5. 貿易保険	177
5. 1. 引受実績	177
5. 2. 貿易保険法の一部改正	177
5. 3. 貿易保険の機能強化	177
5. 4. 中堅・中小企業支援	178
5. 5. 第三国連携の推進	178
6. 技術・人材協力政策	178
6. 1. 制度・事業環境整備	178
6. 2. 産業人材育成	178
6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援	179
6. 4. 高度外国人材の受入れ促進	179
7. 投資促進政策	180
7. 1. 対内直接投資の促進	180
7. 2. 国内外企業の協業促進	181
7. 3. 国際課税制度に係る環境整備	181
7. 4. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業	182

## 第4節 貿易経済協力局

### 貿易経済協力政策

#### 1. 2022年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論）

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）や、貿易保険等の公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム海外展開の緊密な連携を図ることは重要である。経済産業省は、我が国産業界や相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

また、対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上やイノベーション創出、雇用拡大等に資するものである。そこで、政府は、2021年6月に策定された「対日直接投資促進戦略」において、2030年までに対内直接投資残高を80兆円に倍増、GDP比12%とする目標を掲げ、各種取組を強化しており、2022年末時点で対内直接投資残高は過去最高の46.2兆円となるなど、対内直接投資は増加傾向にある。

あわせて、日本企業の円滑な海外事業活動を確保すべく、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しに係る議論への対応や、租税条約ネットワークの拡充に向けた分析等を行った。

#### 2. 貿易振興政策

##### 2.1. 中堅・中小企業の海外展開支援

2030年までに中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」35.5兆円を目標に掲げ、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談など各種支援を実施した。（最新データである2020年度時点で中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」21.1兆円。）

具体的には、2016年2月に設立した「新輸出大国コンソーシアム」にて、企業のニーズに応じ最適な支援機関や支援メニューを紹介するワンストップサービス、海外事業計画の策定支援から現地での商談へのサポートに至るま

で国内外での切れ目の無いサポート、現地の市場情報の収集、規格・規制対応、英文貿易実務などの実務的な個別課題への対応といった支援を実施した。

また、2019年度から実施している海外の主要ECサイトに日本産品の特設サイトを設置する「ジャパンモール」や、2020年度から本格運用を開始したジェトロの招待バイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「ジャパンストリート」などにより、ECを活用した日本商品の販売支援を実施した。

さらに、2020年度から実施している「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業」により、貿易手続プラットフォームを活用したアフリカ向け輸出の取組や日本食に特化した越境ECプラットフォームの展開などを支援し、プラットフォームに参画する企業等の輸出拡大を促進した。

なお、2022年12月、円安傾向を契機に「新規輸出1万者支援プログラム」を開始し、初めて輸出に取り組もうとする中小企業などの掘り起こしを行っている。

##### 2.2. 農水産品輸出

「2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円」を達成するという政府目標の達成に貢献するため、関係省庁、自治体、業界団体等と一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、2017年4月に設立した「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」において、和牛、日本茶など特定の品目について、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を策定し、これを事業者と連携して実行した。

また、5兆円目標の達成に向け、マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、2022年12月に、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の改定案を取りまとめ、同月に、内閣総理大臣を本部長とする「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で改訂した。

なお、2022年の農林水産物・食品の輸出額は1.4兆円となり、10年連続で過去最高を更新した。

### 3. インフラシステム海外展開

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ海外展開を促進することは、我が国の経済成長にとって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。他方、昨今は欧米企業に加え価格メリットのある新興国企業との市場競争の激化が顕著になっている。2020年12月の経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム海外展開戦略2025」を決定し、(1)カーボンニュートラル・デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、(2)社会課題解決・SDGs達成への貢献、(3)「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現を目的に、2025年に約34兆円のインフラ受注を目指すことを掲げた。2020年のインフラ受注実績は約24兆円(2021年は集計中)であった。

政府では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、我が国企業の海外展開を取り巻く国際情勢に顕著な変化が見られていることを踏まえた「インフラシステム海外展開戦略2025」等の改定を、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である経協インフラ戦略会議にて2022年6月3日に決定した。

経済産業省としては、37件の個別インフラ整備案件をFS事業にて支援した。

### 4. 通商金融政策

経済産業省は、外務省、財務省と3省体制で、円借款やJICA海外投融資に関し、制度創設・改善、個別案件への供与方針決定等を行っている。

アジアやアフリカを中心とする新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につなげるため、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership)・タイド条件を効果的に用いることが重要である。

2022年度には世界全体で46件の円借款を供与しているが、そのうちフィリピン「南北通勤鉄道延伸事業(第二期)」等9件においてSTEP・タイド条件を適用した。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける発展途上国の支援を目的として2020年度に創設された「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」については、2022年度は9か国に対し2,253億円を承諾し、これまで21か国・6,048億円に上る承諾を通じ、発展途

上国の経済活動の維持・活性化に貢献し、ひいては日本経済の下支えに貢献してきている。

また、JICA海外投融資については、ブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」を始め、2012年の本格再開後、2022年度は21件の承諾実績となり、最多の承諾件数に至っている。

### 5. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引(輸出、投資、融資等)に関して、通常の保険によって救済することができないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」(戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク)と「信用危険」(プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク)を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国においては、貿易保険法に基づく特殊会社として、株式会社日本貿易保険(NEXI)が保険業務を実施している。

#### 5. 1. 引受実績

2022年度は、Wan Hai Lines(Singapore) Pte Ltd. 向けコンテナ船輸出融資案件、JSC Uzbektelecom 向け通信設備等輸出融資案件等、計約7.6兆円の貿易保険の引受を行った。

#### 5. 2. 貿易保険法の一部改正

貿易保険の在り方に関する懇談会での取りまとめ内容も踏まえ、我が国企業が国際的な事業展開を安定的に行うことができる環境を整備するため、①新型コロナ等を踏まえた対応、②サプライチェーン強靱化に向けた対応、③国際連携強化に向けた対応、④その他の利用者ニーズを踏まえた対応の観点から、2022年の通常国会に貿易保険法の一部を改正する法律案を提出し、国会審議を経て、同年4月に成立、同年7月より施行した。その後、改正内容を周知すべく、全国の経済産業局と連携し、各地で事業者向けに説明会を実施した。

#### 5. 3. 貿易保険の機能強化

「インフラシステム海外展開戦略2025」(3. 参照)に基づき、NEXIではカーボンニュートラルやデジタル分

野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援するため、2020年12月、「LEAD (Leading Technologies & Businesses, Environment & Energy, Alliance, Development) イニシアティブ」を創設した。LEADイニシアティブの対象となる案件は既に複数組成されており、2022年度では、エジプト・アラブ共和国において実施する陸上風力発電所の建設・運営プロジェクトに対する融資に対する海外事業資金貸付保険の引受があげられる。本案件は再生可能エネルギーとして位置づけられる風力発電事業であることから、世界の再エネ普及・脱炭素化の推進に資するものである。

また、国内企業が、国内で建造される船舶を購入し、海外海運企業にリース・売却する事業を対象として、当該船舶を購入する国内企業が金融機関から購入資金の融資を受ける場合、NEXIがその融資のリスクをカバーすることにより、円滑な資金調達を可能とする制度改正を実施した。これにより、国内造船船の受注機会の拡大、ひいては国内造船業の国際競争力強化を後押しにつながることを期待している。

#### 5. 4. 中堅・中小企業支援

NEXIが2011年度から構築している「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は日本全国47都道府県全域に拡大し、提携金融機関数は計110となった(2023年3月時点)。

こうした取組等を背景に、中堅・中小企業及び農林水産業従事者向けの保険商品「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の2022年度引受金額は増加し、170億円を超えた。また引受件数は約3000件となった。

加えて、海外への販売開拓・拡大を図る中小企業者・小規模事業者に対し、課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチングや金融まで、切れ目なく一体となって支援を行うため、2022年12月に、NEXIと株式会社日本金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構の3機関が連携し、「海外ビジネス支援パッケージ」を構築した。

#### 5. 5. 第三国連携の推進

日本企業の他国企業との第三国における事業展開を支援や我が国と第三国間の輸出取引促進等を行うことを目

的として、NEXIは、2022年度に、インドネシア国営電力会社PLNとの協力のための覚書、スウェーデン輸出信用債権庁との再保険協定、タイ輸出入銀行との協力のための覚書、ギリシャ輸出信用との協力のための覚書、カンボジア鉱業エネルギー省との協力のための覚書を締結するなど様々な国際金融機関や他国・地域の政府系金融機関と、協力覚書や再保険協定等を通じて連携を深めている。これらを通じて、日本政府の外交・通商目標の実現や、インフラ海外展開、経済/資源/食糧の安全保障の観点から二国間・多国間の経済連携強化に資する案件へのファイナンス支援を積極的に行う予定である。

### 6. 技術・人材協力政策

技術・人材協力政策では、日本の技術や技能、知識の移転を通じて、発展途上国の技術水準の向上と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材育成支援等を行っている。

2022年度は、東南アジアやアフリカを始めとした発展途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、社会課題解決及び高度外国人材に係る事業を実施した。

#### 6. 1. 制度・事業環境整備

主に発展途上国の業界団体等を対象に指導や啓発を行うことにより、発展途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2022年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し遠隔指導も活用した研修を実施した。鉄鋼技術普及展開支援(インド)、自動車リサイクル制度構築支援(タイ)、工業試験人材育成支援(ウズベキスタン)、Industry4.0に向けた製造業高度化協力支援(ケニア)等について2,621名の研修生に対しオンラインによる遠隔指導を実施し、4,238名の研修生に対し専門家派遣による研修を実施し、253名の研修生に対し日本での受入研修を実施した。

#### 6. 2. 産業人材育成

発展途上国の産業技術水準の向上や経済発展に寄与するとともに、日本企業の海外展開に必要となる現地拠点を強化するため、発展途上国における民間企業等の現地産業人材の育成を行った。具体的には、特定の技術や知見を有

する日本企業の専門家を発展途上国の企業に派遣する専門  
家派遣事業、発展途上国から民間企業等の技術者や管理  
者を研修生として受入れる、受入研修を実施した。また新  
型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインによ  
る研修等も実施した。

2022 年度は、ベトナム、フィリピン及びタイ等東南ア  
ジアを中心に、産業機械、自動車関連及び建設業(設計他)  
といった分野を対象に、227 名の研修生を受入れたほか、  
28 名の専門家派遣、オンラインによる研修を 4,226 名に  
対し実施した。

また、ASEAN諸国等の大学で日本企業と連携した実  
務教育を含む寄附講座の開設や、モディ首相が唱える「メ  
イクインインド」「スキルインド」への貢献として、イン  
ド国内において日本式ものづくり学校(JIM)  
寄附講座(JEC)への取組を実施した。

2022 年度は新たに 16 社が JIM を開講し、合計 35 社  
となった。また、2022 年度は新たに約 600 名のインド人  
の若者が将来の現場リーダーを目指して学び始めた。

### 6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援

発展途上国における社会課題の解決及び中小企業の海外  
展開の促進を目的として、中小企業が現地の大学・企業  
等と共同で取り組む、発展途上国における社会課題解決に  
つながる製品・サービスの開発等の支援を実施した。

2022 年度は、シエラレオネ等のアフリカを中心に、ド  
ローン空撮と画像解析 AI 技術を組み合わせた蚊幼虫繁  
殖域の超効率型管理サービス実証や、農村を無線技術で  
デジタル・オンライン化を実現するデジタルサービスの提供  
といったビジネスモデルを支援した。

### 6. 4. 高度外国人材の受入れ促進

#### (1) 高度外国人材活躍推進プラットフォームの動向

2018 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」に  
続き、2021 年 1 月の「アジア未来投資イニシアティブ」に  
基づき、5 年で 5 万人のアジア高度人材の日本企業及び海  
外の日系企業への就職機会の提供への支援を発表するな  
ど、国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技  
能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入  
国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの  
人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、政府横断的

に取組を進めていくとされた。

2018 年 12 月、関係省庁連携の下、JETRO を事務局  
として「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポー  
ータルサイトを立ち上げ、関連施策情報やセミナー、ジョブ  
フェアなどのイベント情報に加え、高度外国人材の採用に  
高い関心をもつ日本企業の情報の掲載を行ってきている。

さらに 2019 年 4 月から、高度外国人材の活用に課題を  
抱える中堅・中小企業を対象に、専門相談員による伴走型  
支援を開始し、2023 年 3 月末までに累計 798 社に継続的  
な情報提供・相談対応を実施した。

上記に加え、2022 年 6 月の成長戦略フォローアップに  
おいて外国人留学生の活躍推進による中堅・中小企業の海  
外展開促進や地域経済の活性化のため、経済団体、地方公  
共団体等で構成する「高度外国人材活躍地域コンソーシア  
ム」を形成することが記載された。コンソーシアムを通じ  
て、連絡協議会や広域マッチングイベント等により地域で  
の就職支援を協調して行うことが期待されており、2022  
年度は、北陸と関西の 2 地域においてキックオフ会合を行  
った。

#### (2) 国際化促進インターンシップ

日本の中堅・中小企業に対し、国内外の市場における新  
たな商機の獲得やイノベーションの創発を実現するため、  
発展途上国出身の高度外国人材を一定期間受入れるイン  
ターンシップの機会を提供した。

2022 年度は、バングラディシュ、エジプト、エチオピ  
ア、フィジー、インド、インドネシア、カザフスタン、マ  
レーシア、マリ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ナイ  
ジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、  
スーダン、タイ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキス  
タン、ベトナムの外国人材と日本企業の間で新型コロナウ  
イルス感染症の世界的な流行拡大による影響を考慮し、オ  
ンラインと対面選択式のインターンシップを実施した。参  
加した外国人材は日本で働くにあたって有用なビジネス  
マナー等に関する研修を受講して日本企業で働くことに  
対する理解を深めるとともに、日本企業に対しては異文化  
コミュニケーションに関する研修を実施する等、外国人材  
の受入体制の整備及び海外ビジネス展開のための意識改  
革を行った。

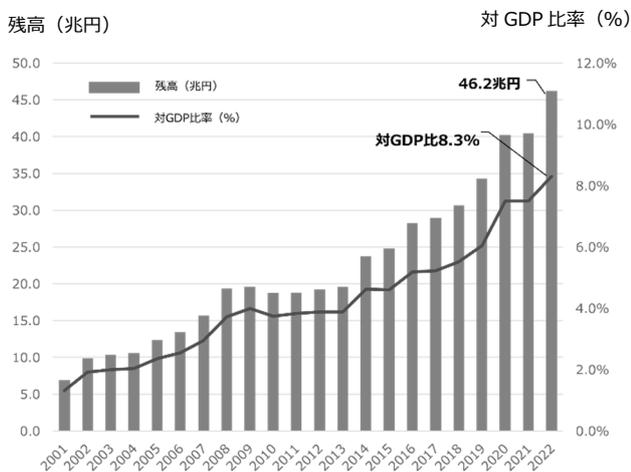
## 7. 投資促進政策

### 7. 1. 対内直接投資の促進

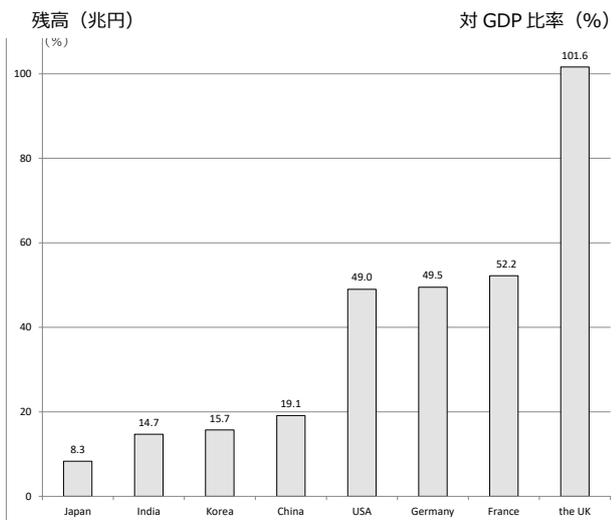
#### (1) 対内直接投資の現状

2022 年末の対内直接投資残高は、前年比（金額ベース）で 5.7 兆円増加し 46.2 兆円となったものの（参照：第 1 図 対日直接投資残高と GDP 比率の推移）、対 GDP 比率では国際的に極めて低い水準にあり、2022 年時点で、イギリスの 101.6%、米国の 49.0%、フランスの 52.2%、ドイツの 49.5%、韓国の 15.7% に比べ、日本は 8.3% にとどまっている（参照：第 2 図 主要国の対内直接投資残高 GDP 比率（2022 年末））。

第 1 図 対日直接投資残高と GDP 比率の推移



第 2 図 主要国の対内直接投資残高 GDP 比率  
(2022 年末)



#### 【出所】

日本：（残高）財務省「対外資産負債残高統計」、

（GDP）内閣府「国民経済計算」

各国：OECD.stat

外国企業誘致にあたっては、引き続き政府一丸となって、外国企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

#### (2) 対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は 2021 年 6 月に「対日直接投資促進戦略」を策定し、2030 年までに対内直接投資残高を 80 兆円に倍増、GDP 比 12% とする目標を掲げた。

2022 年度は、外国企業誘致体制整備のため、前年度に引き続き、企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「誘致専門員」等を JETRO の国内外事務所に配置し、能動的な誘致活動を展開した。

2018 年度に開始した「地域への対日直接投資サポートプログラム」においては、外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等を促すため、関係府省庁及び JETRO が連携して、地方公共団体等による外国企業誘致活動（誘致計画策定、情報発信、個別案件誘致等）をきめ細かく支援している。支援対象自治体数は 2022 年度末時点で 31 自治体である。さらに、「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC: Regional Business Conference）」をオンラインにて開催した。2022 年度はヘルスケア、トラベルテック・フードテックを対象分野に選定し、ヘルスケアでは札幌市、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、横浜市、大阪市、トラベルテック・フードテックでは北海道・京都府が参加した。経済産業省・JETRO の支援により、地方自治体を通じて外国企業と地域企業・大学等とのマッチングなどを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信した。また新たにグローバルオープンイノベーション（GOI）事業を開始し、全国を対象にヘルスケア分野で大学や研究機関を含む関係者とオンラインマッチングを実施するとともに、Bio Japan（2022 年 10 月 13 日）においてそれら関係者を集めたシンポジウムを行った。

加えて、地域への対日直接投資を促進するため、外国企業誘致に積極的な地域において、複数の自治体の行政手続

や優遇措置に精通し、地場企業とのネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を引き続きJETROに配置したほか、地方自治体等の誘致担当者が、外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に必要なスキルや知見を取得するための実務者向け研修事業を実施した。

進出外資系企業が抱える課題解決に向けた取組としては、JETROが実施した「外資系企業ビジネス実態アンケート」で課題であるとされた、外資系企業の国内における人材確保を支援するため、外国人留学生やグローバル人材とのオンラインでの交流会を開催したほか、新たにJETROと連携し、国内エンジニア転職フェアの中に、在日外資系企業紹介コーナーを設置した。

また、日本企業が経営課題解決や成長の加速に向けた選択肢の一つとして、対日M&A（外国企業又は海外プライベートエクイティファンド（PEファンド）による日本企業へのM&A）を活用する際に参考となるよう、「対日M&A課題と活用事例に関する研究会」を設置し、「対日M&A活用に関する事例集～海外資本を活用して、企業変革・経営改善・飛躍的成長につなげた日本企業のケーススタディ～」を取りまとめた。

## 7. 2. 国内外企業の協業促進

日本企業と外国企業との協業を促進し、国際的なオープンイノベーションを実現するためのマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」を2021年2月にJETROに立ち上げた。「J-Bridge」を通じて、デジタル・グリーンといった重点分野を中心に、ASEAN、インド、イスラエル、米国、欧州、オーストラリア、アフリカのスタートアップを含む外国企業と日本企業との協業支援を行った。2022年度末時点で、1,000社を超える日系企業が「J-Bridge」会員となった。会員向けの支援としては、個別ニーズに応じた外国企業発掘、面談設定、リバースピッチ等のマッチング支援、土業専門家等によるビジネス戦略策定や法務相談等ハンズオン支援を行い、協業等に向けた451件の案件を支援し、10件の協業成功事例が生まれた。また、セミナー、ピッチイベント等のオンラインイベントを約100回開催した。

## 7. 3. 国際課税制度に係る環境整備

### （1）グローバルな潮流と国内制度整備

従来の国際課税ルールが経済のデジタル化に対応できていないとして、OECDでは、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの一環として、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しが続けられている。2021年10月、①多国籍企業の本拠地国等から、消費者やユーザーがいる市場国に対して、物理的拠点の有無にかかわらず課税権の一部を配分すること（第1の柱）、②多国籍企業を対象とし、一定の適用除外部分を除いた所得についてグローバルに最低法人税率15%以上の課税を確保すること（第2の柱）、の2つの柱からなる枠組みについて、136か国・地域が合意した。①については全世界売上が200億ユーロ超、かつ、利益率が10%を超える多国籍企業を対象とし、その利益のうち利益率10%を超える部分の25%を売上に応じて市場国間で配分する。2023年に多国間条約の策定、2024年に適用開始を目指すとされている。②についてはグローバル・ミニマム課税と呼ばれ、年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業に適用される。様々なケースにおいて各国での法人税率15%以上の課税を確保する観点から、「所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）」、「軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）」、「国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）」の3つのルールから構成される。各国での法制化作業が進められており、2024年以降、我が国の多国籍企業にも影響が生じることが想定される。

こうした観点から、デジタル課税に関するOECDの国際的議論の国内法化を含め、日本企業と外国企業との公平な競争環境に資する国際課税及び外国子会社合算税制の在り方について議論すべく、2022年6月に「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会」を設置し、2022年9月に報告書を取りまとめた。

その上で、2022年度において、グローバル・ミニマム課税が導入される場合には、制度の簡素化や明確化等により日本企業への過度な事務負担の防止を図ることや、既存の外国子会社合算税制についてもグローバル・ミニマム課税の導入に伴い新たに生じる実務対応や現行制度に関する課題等を踏まえて所要の見直しを行うよう税制改正要望を行った。2022年12月の令和5年度自由民主党・公明党

の税制改正大綱においては、グローバル・ミニマム課税の導入及びIIRの法制化を行うこと、その際には対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入すること、適用開始時期については諸外国の動向も踏まえて2024年4月以降に開始する対象会計年度とすることが定められた。UTPRとQDMTTを含め、OECDにおいて今後実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化を検討する旨も明記された。加えて、外国子会社合算課税については、特定外国関係会社の合算課税免除基準を租税負担割合30%から27%に引き下げるとともに、申告時における一部外国関係会社の書類の添付要件を保存要件に変更する点が明記された。

## (2) 海外における事業環境整備

新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。そのため、日系企業が多く進出している国の税制、執行実務、現地日系企業が直面する二重課税等の税務上の課題等に関する調査及び整理を実施した上で、オンラインセミナー及びワークショップを通じて周知活動を行った。

また、租税条約ネットワークを拡充し、投資所得(配当・利子・ロイヤルティ)に対する源泉税率の減免、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛争を解決する仕組みの構築等により、我が国進出企業の事業環境整備を図ることが重要である。そのため、産業界のニーズも踏まえつつ、新規締結や改正を進めていく国・地域の選定に向けた分析を行った。

2022年度においては、租税条約の改正につきアルジェリアとの間で正式交渉を開始し、署名に至った。また、アゼルバイジャンとの間でも署名が行われ、コロンビア及びスイスとの間で新規・改正の租税条約が発効した。

## 7. 4. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)運営事業

日本政府は、2020年以降、国際的な人の往来の部分的・段階的な再開に向け、新型コロナウイルスの流行下において、主に感染状況が落ち着いている国・地域を対象とし、相手国政府と十分な協議・調整の上、国際的な人の往来の

再開に向けた措置を順次実施してきた。

これらの措置を実施する中、相手国から、入国に必要な条件及び入国後の行動制限緩和の条件の一つとして、新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であることの証明(検査証明)等が求められる場合があった。

検査を受ける渡航者が、渡航先国の求める検査を適切に実施可能な医療機関を検索し、円滑に検査を受けることのできる体制を直ちに構築することが必要と考え、2020年10月に、厚生労働省と連携し渡航者とTeCOT登録医療機関(TeCOTに登録した海外渡航用検査証明書を発行可能な医療機関)をマッチングする海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)運営事業を開始した。

その後、2021年4月、医療機関をWEBベースで検索・予約できる機能に加え、新たにスマートフォン用アプリ及び検査証明書をPDF形式で発行できるデジタル証明機能を導入し、利用者の利便性の向上を図った。

TeCOT運用開始から2022年7月末までにTeCOTポータルサイトでは約400万件のアクセスを集め、TeCOT登録医療機関数は1,074機関となった。

運用開始から1年以上が経過し、民間企業により渡航者向け検査及び証明発行に係る情報やサービスの提供も行われていることから、TeCOTが提供する全てのサービスを2022年9月に終了した。